

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 四国森林管理局本庁舎 5 階執務室ほか照明器具LED化工事
- 2 工 事 場 所 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 3 番 3 0 号
- 3 工 期 自：契約締結日の翌日 至：令和 8 年 3 月 1 9 日
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金額 請負代金額の10分の 1 以上
- 6 前 金 払 請負代金額の10分の 4 以内
- 7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
[] 建設工事紛争審査会
- 8 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である。

適用削除 の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第 4 条第 1 項第 2 号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第 4 条第 1 項第 3 号
	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号
	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号
	[] 主任技術者	第10条第 1 項第 2 号
	[] 監理技術者	第10条第 1 項第 2 号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	第35条第 1 項
×	中間前金払	第35条第 4 項
×	部分払 回以内	第38条
×	部分払の対象となる工場製品	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条
×	瑕疵の修補又は損害賠償の請求	1 年以内
○		2 年以内
		第45条

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立および内容を立証する。

発注者 (住所) 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号
(氏名) 支出負担行為担当官
四国森林管理局長 田中 晋太郎 印

印

工 事 内 訳 書

番号	名 称	形 状 寸 法	単位	単価	設 計		備考
					数 量	金 額	
	四国森林管理局本庁舎5階執務室ほか照明器具LED化工事						
	(改修工事)						
A	直接仮設工事		式		1.00		
B	照明器具LED工事		式		1.00		
C	建築改修工事		式		1.00		
(1)	改修工事費計						
	(共通費)						
D-1	共通仮設費		式		1.00		
D-2	現場監理費		式		1.00		
D-3	一般管理費		式		1.00		
(2)	共通費計						
	合計 (1) + (2)						

工 事 仕 様 書

I 件名

四国森林管理局本庁舎 5 階執務室ほか照明器具 LED 化工事

II 総則

- (1) 受注者は、本工事請負契約の履行については、契約条件によるほか、本仕様書、設計図に基づいて業務を行うこととする。
- (2) 仕様書・設計図等に記載されていない事項については、監督職員と協議のうえ決定すること。
- (3) 本契約の実施に当たっては、すべて誠実を旨とし、かつ実施の細部については監督職員の指示に従わなければならない。

III 履行期間

自 契約締結日の翌日から

至 令和 8 年 3 月 1 9 日

(上記の期間のうち、執務室は土日の作業とし、それ以外の箇所についても使用状況を確認して調整のうえ実施する。)

IV 工事要領

1 業務内容等

- (1) 別添「設計図」に基づくとともに、その他の事項についても適切な建築改修工事等を行うこと。
- (2) 受注者は、工事実施に当たり職員の執務に支障がでないよう特段の注意を払い、安全対策等を講じること。
- (3) 工事の施工状況について、施工前、施工中、施工後の写真を撮影し提出すること。
なお、写真はサービス板、カラーとし、A 4 ファイルに整理 (1 部) すること。また、表紙に工事名を記入し、撮影箇所等を明示すること。
- (4) 材料は、再利用の指定をされている物以外、全て新品を使用し、材料のうち日本産業規格 (JIS)、日本農林規格 (JAS) に該当するものは合格品以上のものとする。
- (5) 工事施行中に生じる産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設副産物適正処理推進要領」に従い適切に処理し、監督職員に報告すること。

V 一般共通事項

- 1 工事施工に当たり、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、道路交通法、電気事業法及びその他の関係法令等を遵守すること。
- 2 受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。
- 3 施工に当たって、既存設備及び構造物並びに既存埋設物等に損傷を与えないよう注意すること。万が一損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状回復すること。
- 4 軽微な変更を行う場合は、発注者の命じた職員の指示によることとする。なお、この場合の請負金額の増減は行わない。
- 5 履行期限までに工事を完了することができないと認めるときは、発注者に対して停滞なくその理由を記した書面により期間の延長を求め、承認を得なければならない。
- 6 工事に当たっては、適正に養生・清掃を行うこと。また、日々の作業終了時は資材の整理整頓・清掃を徹底すること。

現場説明書

○ 契約の保証について

(1) 落札者は、工事請負契約書(案)の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「日本銀行高知支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏 四国森林管理局 総務企画部 経理課長 藤原 将勝」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完成后、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付き国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

(ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行高知支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付き国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任 四国森林管理局 総務企画部経理課課長補佐 鷹野晶子」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完成后、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官四国森林管理局長 田中晋太郎」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載されている業務名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行請求の有効期限は、保証期間経過後 6 カ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書（保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官四国森林管理局長 田中 晋太郎」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の契約の内容として工事名の欄には、工事請負契約書に記載されている工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保証会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約束する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄は、「支出負担行為担当官四国森林管理局長 田中 晋太郎」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容として工事名の欄には、工事請負契約書に記載されている工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。
- (カ) 保険期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。
- (3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

※電子証書等 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

○ 安全管理について

（１） 業務にあたっては、特に労働安全衛生法第３条に基づく労働災害防止等に努めること。

（２） 降雨・悪天候時の通勤、業務の施工等にあたっては、十分安全に配慮し労働災害防止に努めることとする。

諸法規、特に労働安全衛生法及び同規則・労働基準法等については遵守すること。

○ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（１） 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２） （１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（３） 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。2乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該

再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

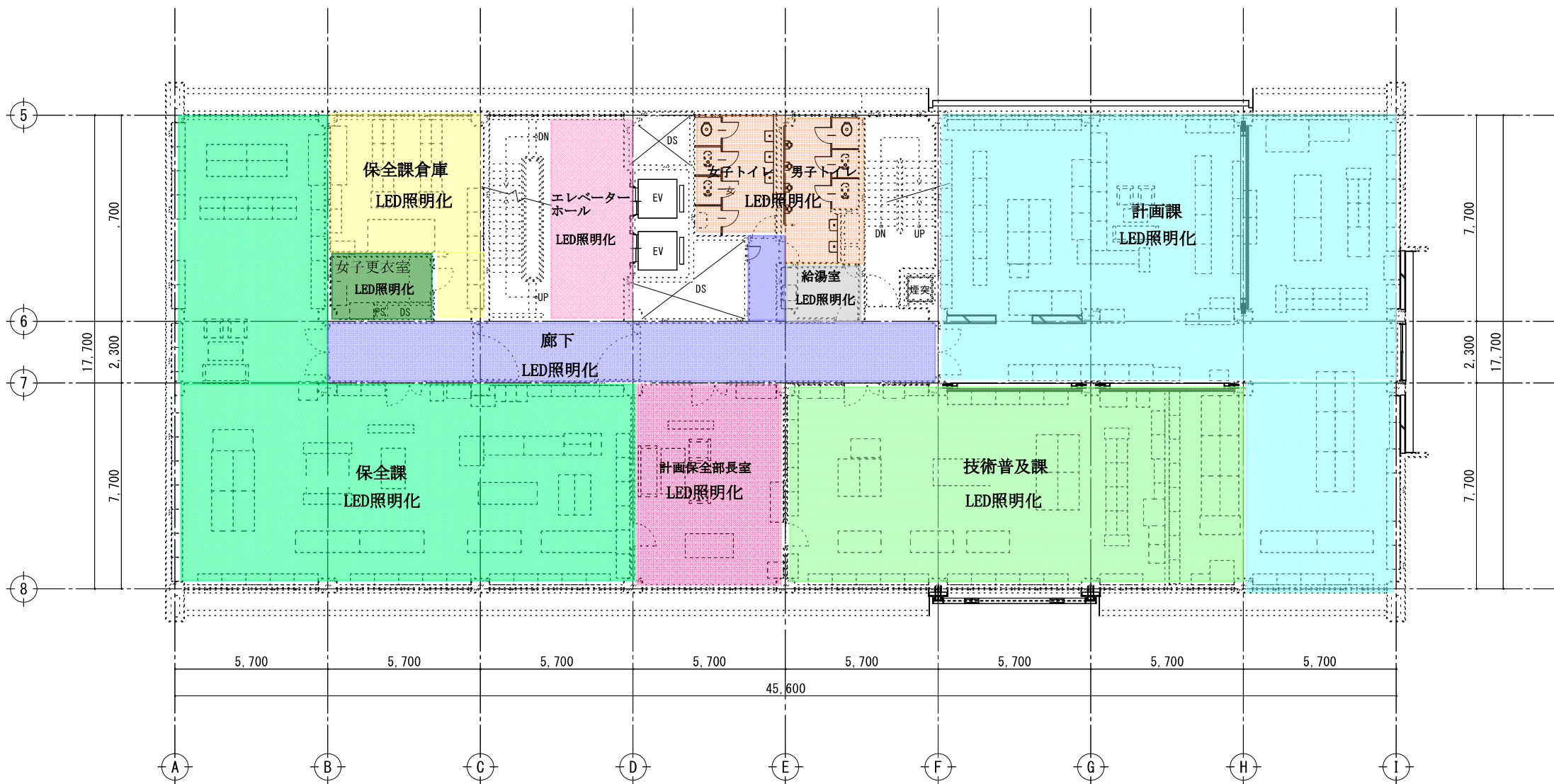
（損害賠償）

第5条は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。



(改修後) 5階平面図 S=1/200

位置図



四国森林管理局

高知市丸ノ内1－3－30